越監告示第 23 号

地方自治法第199条第5項並びに第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成 30 年 11月 20 日

越前市監査委員　塚崎　正巳

同　田中　希世子

同　城戸　茂夫

記

1　監査実施対象団体及び監査期間
越前市式部ふれあい館自治会　平成30年 9月 20日(木)～9月 21日(金)

2　監査対象
平成29年度中の財政的援助を与えた事務事業

3．措置状況
今回監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認めるが、次の指摘事項については、速やかに是正措置をとられたい。また、改善や検討が望まれる事項については意見を付す。

別紙のとおり

別紙

＜指摘事項＞

○　施設の適正管理について

式部ふれあい館の管理については、管理に関する協定書、細目協定及び働く婦人の家設置及び管理条例等関係条例に基づき、適正かつ効率的に事務の執行が行われなければならないとされている。

使用及び使用料の徴収について、設置及び管理条例、同条例施行規則及び労働福祉施設使用許可申請及び減免申請に関する手続規則に基づく手続きが規定通り行われていない事例や、敷地内に設置されている自動販売機について、行政財産の使用料徴収条例に基づく事務処理がなされていない事例が見受けられた。

今後は、市担当部局の監理のもと、公の施設の管理者として、関係条例等を遵守し、適切な業務運営に改められたい。